

亀山市告示第63号

亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「当該施設の設置」を「施設の新設、改修」に改める。

第3条第1項中「補助の」及び「防犯効果が大きく、かつ、」を削り、「のうち、」を「であって」に、「該当する施設」を「該当するもの、自治会が設置している施設であって当該施設の専用柱の腐食又は破損により撤去を必要とするものその他これらに準ずる施設であって市長が特に必要と認めるもの」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「40ワット以内の」を「40ワット以下の一般電球に相当する明るさのLED電球を用いることその他の市長が別に定める基準を満たす」に改め、同項第2号中「既存の施設」を「施設又はその一部」に改め、「新たに設置する」を削り、「40ワット以内の発光ダイオードを光源とするLED」を「40ワット以下の一般電球に相当する明るさのLED電球」に改め、「用いた施設」の次に「に改修した施設」を加え、同項第3号を削り、同条第2項中「に係る」を「の」に改める。

第6条第1項中「以下」を「次条及び第8条において」に改め、「見積書」の次に「の写し」を加え、同条第3項中「（以下「申請者」という。）」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。